

○東京藝術大学学長の任期に関する規則

〔平成17年2月17日〕
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項の規定に基づき、東京藝術大学学長（以下「学長」という。）の任期を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 学長の任期は、6年とし、再任を妨げない。

第3条 前条の規定にかかわらず、学長が欠けたときの後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、東京藝術大学学長選考会議の審議を経て、これを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成17年2月17日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に学長である者の任期は、国立大学法人法附則第2条第4項の規定に基づき、平成17年12月20日までとする。
- 3 この規則施行後、最初に選考される学長の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。